

## 第2回 川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会の要旨

## 1 開催概要

日時：平成26年2月3日（月）午前10時～12時

場所：多摩区役所601会議室

## 2 各議題要旨

## (1) 市民活動支援に関連する定義及び検討の方向性について

## &lt;第三者性について&gt;

- ①自分のためでもある、助け合いの精神だから、この定義は不要。第三者のためという、町内会等市民活動団体以外の人などから見ると違和感がある。
- ②自分が困っていることを他の人も困っているのではないかと、課題解決の活動を開いていく結果が市民活動につながることが多い。第三者のためという言い方に違和感がある人は多いのではないか。もっと自主性・自発性によった定義のほうがよいのではないか。
- ③自分から始めるとしても、第三者のための活動でもある、という意味では含まれるのではないか。
- ④市民活動と生涯学習活動とを分ける際に第三者性で判断することがある。  
例) 市民活動支援センターと生涯学習支援センターの棲み分けなど
- ⑤助け合いを強調すると、伝統的な相互扶助に回帰すると取られかねないのではないか。市民活動は自らの活動と思っていたものが発展して第三者のためになっていくような波及効果があり、ダイナミズムがある。

## &lt;公益性について&gt;

- ①公益の公はお上や行政ということではなく、そもそも「開かれた」、という意味である。
- ②行政のいう公益と市民側（市民活動センター等中間支援組織）の公益が違う。「行政公益」と「市民公益」がある。「行政公益」は不特定多数のための最大公約数的な利益。一方、「市民公益」はそこまで一般化していないが特定のニッチな部分のニーズを拾い上げ、充足していくものも含まれる。
- ③最大公約数てきな行政公益は、選挙のように、多数決で認められたものだが、民主的社会においては、多数決では埋もれてしまうニーズにも機会を与え、先進的な取組（市民活動）を行う余地がある。市民活動の先進性である。
- ④公益というと市民活動者は自分たちの活動はそこまで広くないと感じてしまう。もっと特定のニーズ、特定の地域のためというイメージがある。

⑤公益は不特定多数のため、共益は構成員間のためというのが、行政的な切り分けであるが、共益団体でも活動の内容が公益であれば、かわさき市民公益活動助成金の申請が可能となっている。しかし他の自治体では団体の目的だけで活動内容にかかわらず、市民活動支援から除外している場合が多い。その方が、いちいち判断せずに済んでしまうという利便性がある。

#### <地域課題について>

- ①地域課題の解決にはネガティブで困っていることの解決という意味だけでなく、地域の活性化、地域の発展という目的のための活動も含まれる。
- ②地域特性によって支援の仕方は異なる。地域特性に合わせた細やかな支援を行っている。きっかけは個別の課題とその発信（アドボカシー）、働きかけにあり、それが次第に広がって普遍的なサービスにつながっていく。グローバル※なもの。  
※グローバル：グローバルとローカルを合わせた造語。世界と地域とを同時に見据えたあり方。世界規模で物事を考え、地域で活動する等。
- ③地域に入っていくためには、地域での合意形成が欠かせない。そのためには、活動は地域に開かれていなければならない。

#### <事業性について>

- ①非営利（利益を構成員で分配しない）であっても、事業性が重要。それは、活動を継続していくために必須である。組織であり、継続的であるためには一定の収益が必要。
- ②事業性をもっているコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスと市民活動の手法の一つとして位置付けるべき

#### <支援する団体の範囲について>

- ①共益団体である町内会も活動内容によっては支援の対象になるのであれば、事業性のある、いわゆるNPOのカテゴリーではないが公益的な活動に取り組んでいる人たちについても支援すべきではないか。特に若い人たちはさまざまな形態で社会的な事業に取り組んでいる。
- ②現行指針の市民活動の定義「ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動」は十分広い定義になっている。しかし、最初に「ボランティア活動」が入ることが、事業性の新しい市民活動が広がっていることを考えると、やや違和感がある。
- ③そもそも指針の範囲は、いわゆる市民活動団体ではないか。町会のような共益団体、企業のような営利事業体にはそれぞれ支援体制があるが、市民活動にはない。今後は、もっと対象範囲を広げていくべきなのか。

④かわさき市民公益活動助成金の申請推移をみると、近年、スタートアップの申請件数が落ち込んでいる。これは、いわゆる従来型の市民活動団体の立ち上げは充足しつつあり、若い世代が従来型にとらわれずに行っている様々な事業の活動が、助成金対象になっていないということではないのか。

⑤団体による区別より、活動の目的が重要ではないか。NPOでなくても、企業の社会的な活動は増えている。

#### <従来型、新型の市民活動について>

①従来型の市民活動がボランティア型ならば、新しい市民活動は事業性、専門性、継続性を志向しているのではないか。

②川崎市外の間支援組織から聞いた話では、今、支援を求めてくる市民活動団体は2種類あり、一方は、自分たちがやりたいことを成し遂げて終わりもの、もう一方はその時限りではない、継続性を求めてくるということだった。それぞれに応じた支援を行っているとのことだった。

#### <企業と市民活動の違いについて>

①福祉サービスの事業体において、福祉サービス企業と市民活動としてのワーカーズコレクティブによる介護事業とは何が違うのか、いつから市民活動でなくなるのかというと、設立目的が変わらなければ成長して助成金等が不要になっても市民活動でありつつけると思う。目的は、この地域でずっと住み続けたいというものであって、事業の成功（利益）ではないからである。

②事業性、専門性が高まり、継続性が出てくると、助成金よりも、広報力や他の主体との連携促進等が支援として重要となってくる。

③企業のCSRをどう取り込むか。営利企業でも障害者雇用など、政策的に大変重要な活動を行っていることもある。

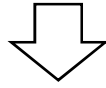
④監督官庁によれば、企業にとって社会責任活動とは、利益が出ているなら、当然行わなければならない活動だとのこと。社会貢献というより、社会責任の問題。

#### <協働について>

①IT業界において協働とは、もっと役割分担を明確化して行うものだが、川崎市の定義は漠然としている感がある。

②社会環境の変化により、企業の立ち位置も市民活動の立ち位置もかわってきているのではないか。市民活動も初期は身近な地域と人が楽しく活動していたが（共助）、今では公と

共の境が近くなり、地域課題解決の重要な主体となってきた。また、企業も以前より、地域における社会的存在としての意識が高まってきている。多様な主体が立場の違いを尊重し合いながらいかに協働を構築できるかを支援していくべきではないか。



新しい状況に対応するための支援を指針改訂の中で検討する必要がある。

## (2) 中間支援組織について

福森委員より、市民活動センター設立から現在までの事業の説明、その後の意見交換

- ①現在の組織では、青少年事業の比重が高く、市民活動支援にはマンパワーが足りない印象がある。助成金申請団体をみていると、助成金が終了したあと、独立した事業を継続できるかに不安を抱いている団体が多い。そうした団体にとっては団体に寄り添い、伴走するような、ハンズオン型支援が重要だがマンパワー的にそこまでできていない。本来は助成金をきっかけに個々の団体に寄り添う支援があったほうがよい。
- ②市民活動センターの前身であったかわさきボランティアセンター時代には、センターが事務局となって団体の支援をしていた事例が多々あったが、公益財団になってからは特に、なぜ特定の団体の便宜を図るのかといった指摘に対し、説明しなければならなくなっている。「公益」のネックである。
- ③市民活動の中間支援組織なのに、個々の団体の支援ができないということは矛盾ではないか。実際に、そのためにセンターとの協働事業をあきらめたことがある。もっと、民間の柔軟さを活かした支援が必要。
- ④市民活動センターが武蔵小杉という、市内の中間的な場所にあるものの、多摩区住民から見れば遠い。わざわざ電車に乗って出かけて相談するのは難しい。各区に市民活動支援コーナーが設置され、印刷などはできるが、併せて相談できる人もいとよい。
- ⑤他都市の事例として、地域課題の解決をプロデュースする仕組みを持った地域づくりセンターがある。ここでは、市民活動団体の支援というより、個々の地域課題に対する当事者を集め、解決策を作るところまで行っている。他にも、課題解決に対して多様な主体同士をつなぐ支援を行っているところもある。市民活動センターもそのような、プロデュース機能・コーディネート機能が必要ではないか。
- ⑥つなぐ支援はセンターでも意識しており、特に異分野間をつなぐことを心掛けている。つなぐことで、団体単独で陥りがちな閉塞感を打破できる。

- ⑦助成金の申請団体を募集するだけでなく、助成金をとれるように支援することも重要。
- ⑧団体の今後の成長に必要な支援までつなげていく工夫が必要。
- ⑨産業振興会館、男女平等参画センター（すくらむ21）などにも相談機能がある。また、資金支援では信用金庫にもメニューがある。すべてを市民活動センターで担う必要はないかもしれないが、現状ワンストップの相談窓口はない。
- ⑩相談窓口や支援の各主体間の連携が必要。

### （3）市民活動支援の実態に関する基礎調査について（中間報告）

事務局より、委託業者による市民活動団体ヒアリングから出てきている市民活動団体の課題等の報告、その後の意見交換

- ①指針策定直後からは、市民活動を取り巻く環境が変化していることがわかる。
- ②活動資金についての悩みが多い。特に、人件費については自治体による補助金・助成金では出せないものが大半で、事業に関する助成金だけでは組織の継続が困難な事例がある。しかし、事業ではなく、人件費など団体に対する補助金については、モラルハザード等の懸念がある。
- ③ワーカーズコレクティブの場合、人件費も仲間内で出資して出し合う。県内全体の連合会が助成金や融資などもすべてそうした仲間内の出資で賄っている。

### （4）市民活動支援フォーラムについて

案の方向性で了承

### （5）その他

2月17日小委員会、3月15日フォーラムの日程確認

## 3 閉会